

承認要件・指定基準に関する要望書

平成27年8月



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

財日医機評第399号
平成27年8月20日

厚生労働省

医政局長 二川 一男 殿

健康局長 新村 和哉 殿

公益財団法人日本医療機能評価機構
代表理事 理事長 井原 哲夫



承認要件・指定基準に関する要望書

限られた医療資源のなかで、病院が質の高い医療を提供し続けていくためには、医療機関の自らの努力が最も重要であるが、こうした努力をさらに効果的にするためには、第三者機関における評価を導入することが非常に重要となります。

公益財団法人日本医療機能評価機構は、専門性の高い第三者機関として質の高い安全な医療が提供されるよう、病院の自助努力を下支えしております。

つきましては、今後もより質の高い医療が、わが国全体で提供され続けるためにも、第三者機関による評価の重要性を鑑み、承認要件・指定基準が見直されることを要望いたします。

<要望事項>

1. 特定機能病院および地域医療支援病院の承認要件に病院機能評価等の第三者機関による評価と結果の公表を義務規定とすることを要望する【医政局】
2. 基幹型臨床研修病院の指定基準に病院機能評価等の第三者機関による評価と結果の公表を義務規定とすることを要望する【医政局】
3. がん診療連携拠点病院の指定要件に病院機能評価等の第三者機関による評価を加えることを要望する【健康局】

1. 特定機能病院および地域医療支援病院の承認要件に病院機能評価等の第三者機関による評価と結果の公表を義務規定とすることを要望する

<現状と課題>

- 平成 26 年度より、承認要件において、行うことが望ましい取り組みとして、「良質な医療を提供するための取組をより一層高めていくために、病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること。」と定められている。

<参照>

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成二十六年 3 月 31 日医政発 0331 第 4 号）」

- 第三者による評価の必要性について組み入れられた一方、努力規定であるため、特定機能病院および地域医療支援病院の認定状況は、現在、約 8 割に留まっている。
- 特定機能病院および地域医療支援病院は、公益性が高い病院であり、より安心・安全で質の高い医療を提供し、地域住民や患者・家族等の信頼を高めるためにも、診療情報の公開や運営の透明性を高めることが必要であると考える。

<第三者評価の重要性>

- これらの医療機関は、自ら改善・向上する努力を継続的に実行することが求められているが、自己評価だけでは十分に問題点や課題を把握することは困難な面があり、公正・中立な第三者機関からの評価を受けることが重要である。
- さらに、国民の医療に対する信頼の確保という観点からも、自主的に第三者機関からの評価を受けて、医療の質の改善に取り組むという仕組みを確立し、運営の透明性を高めていくことは、極めて重要である。

したがって、より安心・安全で質の高い医療を提供し、地域住民や患者・家族等の信頼を高めるためにも、特定機能病院および地域医療支援病院の承認要件の一つに、病院機能評価等の第三者機関による評価と結果の公表について義務規定とすることを要望する。

2. 基幹型臨床研修病院の指定基準に病院機能評価等の第三者機関による評価と結果の公表について義務規定とすることを要望する

<現状と課題>

- 臨床研修制度は、医師としての人格をかん養し、基本的な診療能力を身に付けることなどを目的に制定されており、研修医は、制度を通じ多職種協働によるチーム医療の実践を経験しながら、医師としての人格および基本的な診療能力を習得し、チーム内における役割と立場を理解することが求められている。
- 平成 26 年度より、指定基準において、「第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。」と努力目標としての位置付けが強化されている。

<参照>

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号）（平成 26 年 3 月 31 日一部改正）」

- 第三者による評価の必要性について強化された一方、努力規定であるため、基幹型臨床研修病院の認定状況は、現在、約 8 割に留まっている。
- また、臨床研修病院の指定を受けた病院は、研修体制および研修プログラムの充実、チーム医療の実践について一定の水準が求められているが、現行の指定基準は、研修体制や人員配置などの構造（ストラクチャー）指標が主となっているため、実際の研修状況およびチーム医療の実践状況については評価できていない。

<第三者評価の重要性>

- 病院機能評価では、臨床研修に求められる管理体制だけでなく、実際の症例を通じて、患者の診療・ケアの経過の中で、その仕組みとチーム医療の実践状況について評価をしている。

したがって、基幹型臨床研修病院における指定基準の一つに、病院機能評価等の第三者機関による評価と結果の公表について義務規定とすることを要望する。

3. がん診療連携拠点病院の指定要件に病院機能評価等の第三者機関による評価を加えることを要望する

<現状と課題>

- 平成 26 年 1 月より、がん診療連携拠点病院の指定要件として、人員配置要件や診療実績要件等の強化に加え、PDCA サイクルの確保（患者 QOL 把握・評価等による継続的改善）と、その実施状況についての情報共有や相互評価を行い、地域に対して広報していくこと等が定められている。

<参照>

「がん診療連携拠点病院等の整備について（平成 26 年 1 月 10 日健発 0110 第 7 号）」および 別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」

- がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院）は、公共性の高い病院であり、より安心・安全で質の高い医療を提供し、地域住民や患者・家族等の信頼を高めるためにも、診療情報の公開や運営の透明性を高めることが必要であると考ええる。

<第三者評価の重要性>

- 平成 26 年に施行された指針に基づき、PDCA サイクルを構築していくためには、各拠点病院における相互評価だけでなく、公正・中立な第三者機関からの評価を受けることがより効率的・効果的であると考える。
- さらに、国民の医療に対する信頼の確保という観点からも、自主的に第三者機関からの評価を受けて、医療の質の改善に取り組むという仕組みを確立し、運営の透明性を高めていくことは、極めて重要である。
- 病院機能評価では、継続的質改善のための取り組みについて、評価を行っており、PDCA サイクルを構築するうえで、大いに活用できるものと考えられる。
- また、がん医療で重視されるもの（セカンドオピニオン、診療内容の標準化、手術や化学療法・放射線治療等の確実・安全な実施、病理診断機能の充実、苦痛や疼痛などの症状緩和、緩和ケアの適切な実施など）についても評価を行っている。

したがって、より安心・安全で質の高い医療を提供し、地域住民や患者・家族の視点から信頼を得るためにも、がん診療連携拠点病院の指定要件に、病院機能評価機構等の第三者機関による評価を組み入れることを要望する。